

令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。



昨年度との主な相違点

令和7年度は、**被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って「被扶養者状況リスト」**をお送りします。

令和7年度の予定

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和7年10月中旬から10月下旬(予定)にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和7年12月12日(金)

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

被扶養者状況リストと併せて、被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の手続きの迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出ください。



令和6年度の実施結果は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

- 扶養解除者数 **約6.3万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約11億円**

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ神奈川支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

裏面もご覧ください

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、**6,586億円**となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算(見込み)の医療分

(単位:億円)

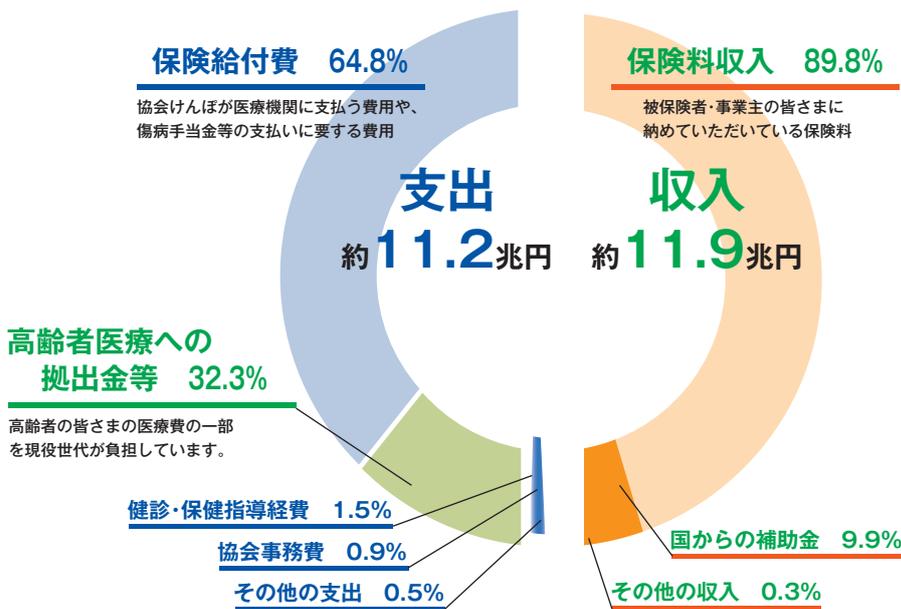
収入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)

支出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)

単年度収支差	6,586	(+1,923)
--------	-------	----------

※ ()内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？



協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと**
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること**
- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること**

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があります。

ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、「協会けんぽ KANAGAWA 健康保険だより」のバックナンバーを掲載しております。ぜひご覧ください。

